

第4 他自治体との協働

1 東京湾岸自治体環境保全会議

昭和 50 年度に「東京湾岸自治体公害対策会議」が発足し、平成 11 年度に名称を「東京湾岸自治体環境保全会議」に変更した。東京湾に面した 26 自治体が参加し、水質浄化のための総合的、広域的な対策のほか、湾岸住民への啓発を行っている。東京湾の水質改善に向け、令和 7 年に「東京湾水質調査報告書（令和 5 年度）」の送付文に要請内容を記載して、国の関連機関へ報告する予定である。また、一般市民、環境学習の指導者、東京湾にかかる活動団体などを対象に、水環境の保全に対する意識の向上を目的とした、シンポジウム、イベント、研修会などを行っている。

大田区では、8 月の一斉調査に合わせ水質調査を行い、調査結果を情報提供している。

2 多摩川水系水質監視連絡協議会

昭和 59 年度に多摩川の水質浄化を図るため、東京都側の多摩川流域 19 区市が相互に協力することを目的に発足した。年 2 回の河川水質の合同一斉調査を行い、その結果を多摩川及び関連河川水質合同調査結果報告書として発行している。

（1）調査時期

6 月と 11 月

（2）調査地点

図 1 のとおり

（3）調査項目

pH、BOD、COD、SS、DO 他 46 項目

（4）類型別の環境基準

環境基準の類型は、AA、A、B、C、D の 5 類型に分けられている。各環境基準は『用語等の解説』の表 1、表 2、表 3、表 5 のとおりである。

（5）調査結果

表 1 に平成 27 年度から令和 6 年度までの生活環境の保全に関する環境基準を超えた件数、表 2 に上流から下流までの BOD の変化を示す。

健康項目に関しては全て環境基準に適合していた。

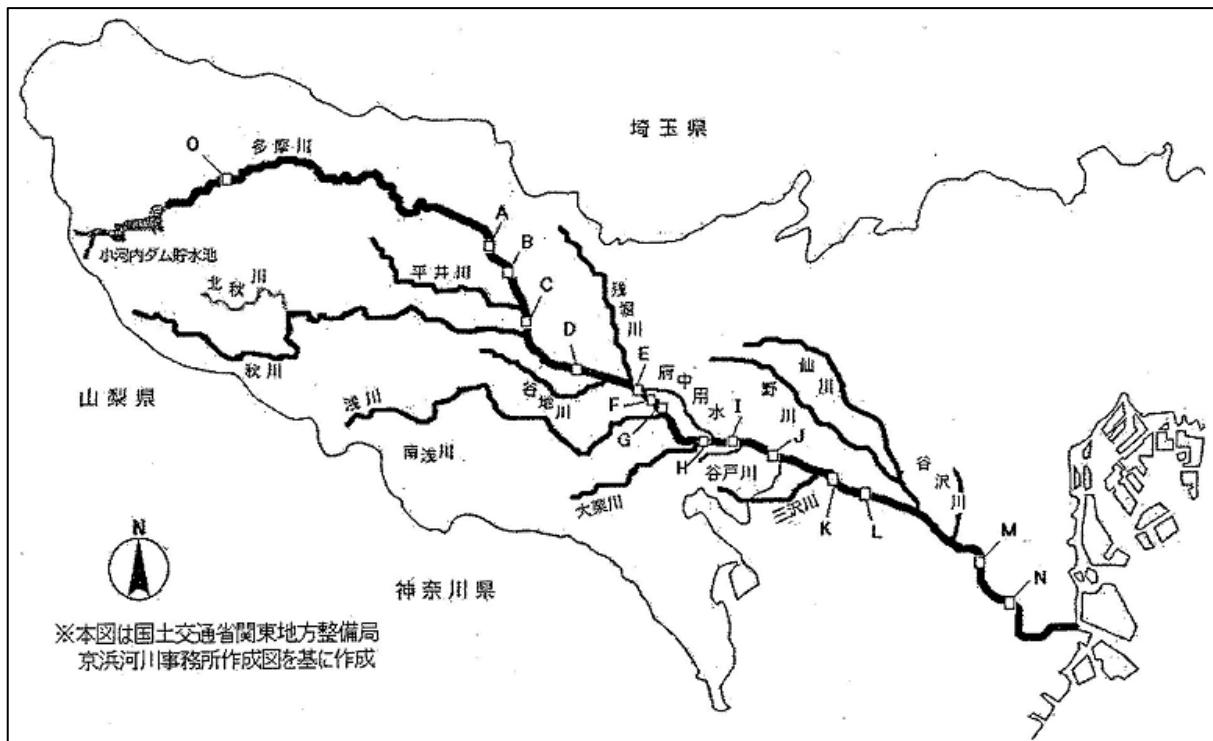


図 1 多摩川調査地点図

表 1 環境基準未達成の件数（多摩川本川 15 地点の 6 月と 11 月の合計）

年度 項目	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
										6 月	11 月
調査対象数 ^{※1}	30	30	30	29	30	30	30	30	30	15	15
pH	1	2	1	2	4	1	4	2	1	1	0
BOD	3	1	3	1	1	0	0	1	0	0	0
SS	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
DO	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
大腸菌群数ま たは大腸菌数 ^{※2}	14	17	20	18	17	16	18	1	2	4	1

※1 「調査対象数」とは、調査地点数×調査回数（通常は6月と11月の年2回）

※2 平成27年度から令和3年度までは、大腸菌群数が環境基準を超過した件数。

令和4年度から環境基準が大腸菌群数から大腸菌数に変わったため、
大腸菌数が環境基準を超過した件数を計上している。

表2 多摩川上流から下流までのBODの変化（令和6年度）（単位:mg/L）

地点	調査自治体名	採水地点	類型	6月	11月
O	奥多摩町*	梅沢橋	AA	<0.5	<0.5
A	青梅市	多摩川橋	A	0.9	<0.5
B	羽村市	羽村地区最下流	A	<0.5	<0.5
C	福生市	つくし保育園下流心	A	0.5	<0.5
D	昭島市	立川市境	B	0.6	<0.5
E	立川市	日野橋下流	B	1.1	<0.5
F	国立市	石田大橋下流	B	0.5	0.5
G	日野市	日野市下流端	B	1.2	<0.5
H	多摩市	稲城市境	B	0.8	1.1
I	府中市	稲城大橋上流	B	1.3	0.9
J	稲城市	多摩川原橋	B	<0.5	0.6
K	調布市	狛江市境	B	0.9	1.0
L	狛江市	世田谷区との行政境付近	B	0.9	<0.5
M	世田谷区	丸子橋	B	0.8	0.5
N	大田区	多摩川大橋	B	2.1	2.0

*奥多摩町は、協議会の組織には入っていないが、調査のみ参加している。